



水は里ネット

永土里の拓くみるく世を

贈らしとうゆまし守禮の邦から



復帰50周年記念

第44回

全国土地改良大会 沖縄大会

令和4年
11月22日(火) 13:00~15:30
沖縄アリーナ

【主催】全国土地改良事業団体連合会・沖縄県土地改良事業団体連合会
【後援】農林水産省・内閣府沖縄総合事務局・沖縄県・沖縄市

大会スローガンの内容

永土里「土地改良員は、新地や水産を準備する地師や国を動かして平和な世をつくり出す。その永土里は、島の心臓であり、地師が守り、拓く世界へ届く。」
「拓く世、平和で力ある世の中へ。拓く世、拓く世へ。」

「第44回全国土地改良大会沖縄大会物産展」開催要綱

1 目的

第44回全国土地改良大会沖縄大会において、全国から来県する農業農村整備関係者に対し、物産展での販売を通して、県内市町村等の魅力地域産品ブランドを全国へ発信する事を目的とする

2 主催

全国土地改良事業団体連合会、沖縄県土地改良事業団体連合会

3 開催日時

展示は、令和4年11月22日（火）11：00～16：00とする。

（大会式典は13：00～15：30、交歓会16：15～17：45に行われる）

4 会場

会場は「沖縄アリーナ1Fラウンジ 物産展コーナー」とする。

5 出展依頼

沖縄県土地改良事業団体連合会会員（市町村、JA）、企業

6 申込方法

出展者は、別に定める出展要項の別紙様式（出展者用）に、それぞれ必要事項を記入し、第44回全国土地改良大会沖縄大会運営推進事務局へ電子メールで申し込むこととする。

7 募集小間数及び出展経費

- (1) 出展募集小間数は、申込みに応じ設置する事とする。
- (2) 出展料は会員（市町村およびJA）は無料、企業は売上げの20%とする

8 その他

この要綱に定めるもののほか、第44回全国土地改良大会沖縄大会物産展の開催に関して必要な事項は、別に定める。

「第44回全国土地改良大会沖縄大会物産展」出展要項(当会会員)

1 募集小間数及び出展料

- (1) 出展募集小間数は、35程度とする。
- (2) 出展料は無料とし、基本装飾にかかる経費は主催者が措置する。
- (3) 基本装飾以外の装飾、什器等の使用、出品物の管理及び搬出入に要する経費は、出展者の負担とする。

2 出店資格

沖縄県土地改良事業団体連合会会員市町村が選定する店舗

3 出展申込

(1) 申込方法

出展者は別紙様式1に必要事項を記入し、電子メールにて申し込む事とする

(2) 提出期限

9月2日(金)

(3) 提出先

沖縄県土地改良事業団体連合会 全国土地改良大会沖縄大会推進室運営事務局

メールアドレス：reserve-b@o-mm.jp

T E L : 090-1947-9456 / 090-1947-9755

4 出展契約

出展者が出展申込書を提出し、主催者が受理する事により、出店契約の完了とする。
主催者は、出展者が本要項に違反した場合には、出店契約を解除できるものとする。

5 出品について

- (1) 出品は原則として沖縄県内で生産又は製造されているものとする。出品物を会場に搬入できない場合は、見本品、カタログ等による出品も可能とする。
- (2) 出品物の選択は、出展者の自由とするが、開催趣旨にそぐわない場合、調整することがある。
- (3) その場で試飲、試食する商品の販売は禁止です。
- (4) 販売に必要な備品、売り場演出用の布や販促物等は各出展者でご準備ください。
- (5) 釣銭、手持ち金庫の準備は出展者で準備をお願いします。

6 出品できないもの

- (1) 法令により販売を禁止されているもの。
- (2) 販売する商品に食品衛生法及びJAS法に基づく表示がされていないもの。
- (3) 消費者の安全を損なう恐れがあるもの。
- (4) 沖縄アリーナの施行規則に抵触するもの。
- (5) 主催者が好ましくないと判断したもの。

7 販売物の表示について

食品衛生法及びJAS法に基づく表示や販売を遵守すること。また、会期中でも、食品表示・販売表示方法等について監督官公庁等の指摘を受けた場合で、出展方法の変更や改善がなされない場合は、販売を即時中止する。

8 出店形態

- (1) 小間サイズ 幅 2000mm × 奥行 1500m
 - (2) 基本小間仕様（主催者が準備）
 - ①テーブル（W1800mm × D450mm）×1台
 - ②椅子×2脚
 - ③出展者サイン×1枚（A4サイズ 市町村名・企業名等）
- ※掲示物掲出時、画鋏は使用不可。テープ貼り可。

9 小間位置の決定

会場の小間割は、諸条件を考慮した上で主催者が決定する。

10 搬入・搬出時間

搬入・搬出時間については、出展者へ別途指示する

11 展示及び販売商品等の管理

出展者の持ち込みに係る保護については、各自の責任において管理すること。
盗難・紛失・損傷等の事故及び損害について、主催者は責任を負わないものとする。

12 諸経費

経費には次のようなものが想定されるので、出展者が対応すること。

- (1) 出品物の輸送・販売・実演・搬出・撤去等出展者の行為に関する費用。
- (2) 出展者に責任がある許認可等に係る費用（営業許可、酒類販売等）。
- (3) 出展者が独自に加入する損害保険等の費用。
- (4) その他（販売員等の交通費、昼食費、通信費等）

13 開催の中止

新型コロナウイルス感染状況・天災・荒天その他の不可抗力の理由により、開催を中止することがある。主催者は、これにより生じる出展者等の損害、費用の増加、不利な事態については、その責任を負わないものとする。

14 出店にあたっての留意事項

(1) 衛生管理の徹底

出展者は、商品の温度管理、手洗いなどの衛生管理を徹底し、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すこと。なお、会場内では冷蔵施設が無い場合、冷蔵が必要な商品の保管は各自クーラーボックス等を利用するなどして対応すること。保健衛生上、業務遂行が不適当と認められた場合は、その場で出展を中止すること。万が一、提供物に伴う事故等があった場合は、ただちに主催者へ報告し、出展者の責任において適切に対応すること。

(2) 造作の制限

隣接するブースの妨害となるような造作は禁ずる。他の出展者から苦情が出た場合、主催者が運営上の観点から造作の変更が必要と判断したときは、当該出展者は造作の変更に同意するものとし、その変更に必要な経費は、当該出展者の負担とする。

(3) 会場内での禁止事項

- ①喫煙（喫煙場所あり）
- ②裸火の使用
- ③危険物の持ち込み
- ④悪臭や多量の煙を排出する行為
- ⑤通路、非常口、屋内消火栓及び消火器の使用を妨げる行為

(4) ゴミ処理

ゴミは、すべて各出展者が持ち帰るものとする。

(5) 原状回復について

小間撤収の際は各自において原状回復すること。出展者に起因する小間及び会場の損傷・破損等で原状回復に費用が生じた場合は、出展者の負担とする。

(6) 出展の中止について

この要項に定めるもののほか、主催者の指示に違反し、出展方法の変更や改善がなされない場合は、主催者の判断で出展を即時中止させることができるものとする。

(7) 出品に対する損害保険等について

出品物及び搬入物に対する損害保険等は、必要に応じて出展者で加入することとする。

(8) 貴重品の管理は十分注意してください。売上金、釣銭、出展物、貴重品等の盗難について、主催者は責任を負わないものとする。

15 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等の遵守や、イベント 主催者

が発出するガイドライン等に基づいた新型コロナウイルス感染症対策の実施など、必要な措置（以下、「大会中の感染症対策」とする。）を講ずること。大会中の感染症対策については、具体的には次のとおりとする。

- ① マスク着用必須
- ② 事前の体調管理チェック
- ③ 手指消毒用アルコール（出店者用・来客用）の設置
- ④ 現金受渡しトレイの使用を推奨（直接の手渡しを避ける、トレイは適宜消毒）
- ⑤ ゴミの廃棄を行う場合は使い捨て手袋着用、廃棄後は手洗いと消毒

※政府の方針や感染状況等に応じて変更となる可能性あり。